

〒604-8176
京都市中京区両替町通姉小路上る龍池町423-1
株式会社黛
代表取締役 杉原 淳 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長 [REDACTED]
組合員 [REDACTED]



[REDACTED]の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書 兼 要求書

貴社の元従業員である[REDACTED]が当労働組合に加入致しましたので、本書を以てご通知申し上げますとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、日本国憲法第25条及び同28条並びに労働基準法第1条の趣旨を具現化し、真に労働者の利益を追求することを目的として活動する団体でございます。

その活動理念は広く支持されており、現在、上部団体である「GLOBAL UNION」及びその傘下の労働組合を含めると、世界中に11万人の組合員を擁する組織であり、「労働者のミカタ」(<https://roudou-mikata.com/>)をはじめとしたインターネット上の相談窓口を通して、日本全域の労働者から様々な職場における労働問題につきご相談を受け、組合員労働者の利益維持・向上を目的とした団結の上、日本全国規模で使用者企業に対する団体活動を展開している合同労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾し、各種要求に対し遅滞なく回答する義務を負うこととなります。

貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、当労働組合と致しましても憲法第28条に基づく労働三権に基づく、行政機関、司法機関、貴社の係る関係各所、各メディア媒体等の諸方面において貴社に対する抗議活動ないし責任追及を行う所存でございますので、予めご承知おきください。

また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、憲法第28条に基づく労働者の団結権、団体交渉権、団体活動権を侵害する違法な行為となります。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、採り得る最大限の法的措置をもって臨ませていただくことを念のために申し添えておきます。

第1 指摘事実の確認及び資料開示の要求

- 当労働組合は、頭記組合員・[REDACTED] (以下、[REDACTED] という。) への聴取により、[REDACTED]が貴社に就労していた期間中において、賃金の未払いが生じていることを確認致しました。
- ご承知のとおり、使用者には、賃金を、通貨で、直接職員に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払うことが義務付けられております(労働基準法(以下、「労基法」という。)24条1項本文、同条2項本文)。これは、従業員にとって重要な生活の糧である賃金が確実に支払われることを確保することを目的とするものであり、そのような趣旨から、使用者が同条に違反することは、30万円以下の罰金に処される犯罪行為とされております(労基法120条1号)。
当労働組合と致しましては、貴社の労基法及び最低賃金法違反行為に対して、強固に抗議するとともに、貴社の対応次第では、採り得る最大限の法的手段をもって臨む所存でございます。
- つきましては、貴社に対して、[REDACTED]に対する未払い賃金につき、以下(及び末尾記載要求事項含む)を要求致します。また、その他の労働関連法への違反がないか、その有無の確認のため、今一度貴社内で調査の上、当労働組合に対し回答を要求すると共に、[REDACTED]の在職中の状況の確認のため、[REDACTED]に関する本書末尾記載の書類につきご提供いただけますようお願い致します。

第2 団体交渉の申入れ

当労働組合は、上記の要求に関しまして、[REDACTED]の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。

第3 今後のご連絡

- 1 これより組合員の権利回復に向けた協議を迅速に進めていくため、本書に対する回答を含めまして今後のご連絡につきましては、下記のアドレスまでメールにて書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいますよう、お願い致します。

記

（当組合事務局）

- 2 なお、当労働組合からの郵送書面につきましては、頭記本部事務所を管轄する郵便局とは異なる消印にて送付されることがございますが、これは、当労働組合の役員が全国各地でリモートワークにて組合活動を行っていることに基づくものでございます。当労働組合は、使用者企業に対して時代の変化に伴う職員の多様な働き方を提言していく立場にある者として、自ら組合員の多様な働き方を実践しているところでございますので、何卒ご了承下さい。

また、当労働組合とは別に「首都圏青年ユニオン」なる合同労働組合が存在しておりますが、組織名や本店所在地が異なることからご理解いただけますように、当労働組合とは全くの別団体でございますので、ご回答における連絡にあたってはお間違いのないようご注意ください。

第4 結語

当労働組合と致しましては、組合員の迅速な権利回復のため、互いに誠実で建設的な労使間交渉が実現することを切に願っております。つきましては、本書に対するご回答及び貴社のご意向は、本書到達後10日以内に上記メールアドレスに書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいますよう、お願い致します。

また、当労働組合はワールドワイドな活動を行う中で、現在の日本の労働組合及び労働委員会が弱体化し、真に労働者の利益を追求することは出来なくなっていることを痛切に感じております。

そのため、万が一、期限内の貴社からのご対応をいただけない場合及び、貴社との団体交渉等が遅々として進まず、労働者の速やかな権利回復が困難であると判断した場合は、旧態依然としたシステムや労働委員会等、日本の悪しき伝統である「和を重要視する」組織を一切排除し、関係機関及び関連企業への通報はもちろんのこと、最大限の法的措置を取らせていただくとともに、ビラまき活動、インターネット上での周知活動及び街宣活動等、法律上許容されている最大限の手段を即座に講じさせていただきますので、予めご承知おき下さい。

なお、■■■■の意向としては、貴社において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には、穏便に和解をすることとし、当労働組合による上記対応についても自粛するよう求められており、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。貴社におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

- ご提供依頼書類 -

- ① 就業規則（賃金規程を含む）
※労働基準監督署の受理印のあるもの
- ② ■■■■の2018年～2020年分の就労中についての就業時間記録（出勤簿・タイムカード等）
- ③ ■■■■の固定支給分を超える毎月の残業代計算内訳

- 要求事項 -

- 未払い残業代 **313,358円**
※上記金額は■■■■の保有する勤務時刻記録に基づいて計算しております。



ご参考：当組合の労働問題事例です。